



2018年8月29日

各位

会社名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 山岡 一裕
(TEL. 03-5487-6030)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2018年9月28日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 120,600株
(3) 処 分 価 額	1株につき946円
(4) 処 分 総 額	114,087,600円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）2名 41,100株 当社の執行役員 7名 79,500株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社執行役員（以下、「対象取締役等」と総称します。）を対象に、中期経営計画の達成に向けたインセンティブを与えると同時に、今後の当社を牽引する人材として株主価値の一層の共有を促進することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、同年6月28日開催の第45回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額6千万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式として年105,000株以内の当社普通株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。ただし、当該報酬額は、原則として、当社の中長期経営ビジョン（以下、「V2020」といいます。）が目標とするSTEP毎の業績達成に向けたインセンティブとして、各STEPの初年度に、当該STEPが対象とする3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。V2020は、2012年度を初年度とし、2020年度までの期間を3つのSTEPに分けた中長期経営ビジョンであり、各STEPはそれぞれ3事業年度で構成されます。したがって、上記報酬額は、実質的には1事業年度2千万円以内、当社普通株式35,000株以内での支給及び付与に相当すると考えております。また、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から4年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今回は、V2020の3rdSTEPにおける業績達成に向けた更なるモチベーションの向上により、V2020の最終年度である2020年度におけるROE13%等の業績目標達成に向けた継続的なインセンティブとなるよう、ROEや営業利益等で構成される業績条件を設けております。また、譲渡制限期間については、2021年8月までの約3年間としており、対象取締役等には3事業年度に相当する株式報酬として、金銭報酬債権合計114,087,600円（以下「本

金銭報酬債権」といいます。)、普通株式120,600株(以下「本割当株式」といいます。))を付与することとしたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等9名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

なお、本制度に基づく本自己株式処分に際し、当社と対象取締役等との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))の概要は下記の通りです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2018年9月28日～2021年8月24日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において、対象取締役等が保有する本割当株式数に、下記で定める解除率(合計)を乗じた結果得られる数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。))の譲渡制限を解除するものとする。

$$\text{解除率(合計)} = \text{解除率A} \times (1/3) + \text{解除率B} \times (1/3) + \text{解除率C} \times (1/3)$$

また、解除率A、解除率B、解除率Cは以下の表に従って計算されるものとする。

① 解除率A(1年目分)

当社が提出する第47期(2018年4月1日～2019年3月31日)に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下表「営業利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応するものを「解除率A」とする。

営業利益	解除率A
1,010,000千円以上	100%
858,500千円以上1,010,000千円未満	営業利益÷1,010,000千円×80%
707,000千円以上858,500千円未満	営業利益÷1,010,000千円×50%
707,000千円未満	0%

② 解除率B(2年目分)

当社が提出する第48期(2019年4月1日～2020年3月31日)に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下表「営業利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応するものを「解除率B」とする。

営業利益	解除率B
1,323,000千円以上	100%
1,124,550千円以上1,323,000千円未満	営業利益÷1,323,000千円×80%
926,100千円以上1,124,550千円未満	営業利益÷1,323,000千円×50%
926,100千円未満	0%

③ 解除率C(3年目分)

当社が提出する第49期(2020年4月1日～2021年3月31日)に係る有価証券報告書に記載された連結自己資本利益率(連結ROE)が、下表「ROE」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応するものを「解除率C」とする。なお、「解除率C」の計算に用いる営業利益は第49期に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を用いるものとする。

ROE	解除率C
13%以上	100%若しくは営業利益÷1,776,000千円のいずれか小さい方
10%以上13%未満	100%若しくは営業利益÷1,776,000千円×80%のいずれか小さい方
8%以上10%未満	100%若しくは営業利益÷1,776,000千円×50%のいずれか小さい方
8%未満	0%

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、又は使用人のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間満了時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点における業績達成見込み（当社取締役会が合理的に算出した数値を前提とする）または業績達成値（確定値）に基づき、(2)で定める方法により算出された株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数（36ヶ月）で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式については、本譲渡制限期間満了もしくは、上記(3)に基づく譲渡制限解除時点において、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、当該時点における業績達成見込み（当社取締役会が合理的に算出した数値を前提とする）または業績達成値（確定値）に基づき、(2)で定める方法により算出された株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第47期～第49期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年8月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である946円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上